

## 平成 23 年度 子ども探究心活性化事業運営委員会設置要綱

第 1 条（目的） 子ども探究心活性化事業運営委員会（以下、本委員会という）は沖縄県内における子どもたちの理科離れを防ぎ、早期から科学教育を行い、基礎学力の向上及び次世代の産業人材の育成を目的として実施する「子ども探究心活性化事業（以下、本事業という）」の円滑かつ効率的な実施を目的として設置する。

第 2 条（参集範囲） 本委員会は下記の組織領域から委員を参集する。

- ① 社団法人沖縄県対米請求権事業協会
- ② 株式会社沖縄 TLO
- ③ その他、本事業の運営に必要と思われる機関、組織等

第 3 条（定員） 本委員会の定員は 10 人以内とする。

第 4 条（委員長） 本委員会には委員長および副委員長を置く。委員長は委員会を代表し、会議における議長を務める。委員長および副委員長は委員の互選によりこれを決する。

- ② 委員長に事故があるときは副委員長が委員長の職務を行う。

第 5 条（事務局および事務局長） 本委員会には事業の実施に関する事務を担当する事務局を置く。事務局には事務を代表する事務局長を置き、事務局は株式会社沖縄 TLO に置くものとする。

第 6 条（委員会の開催） 本委員会は委員長がその開催を決定し委員に通知する。

第 7 条（定足数） 本委員会は委員の 2 分の 1 の出席により成立するものとする。

第 8 条（審議内容） 本委員会では以下の事項について審議する。

- ① 本事業の事業計画に関する事
- ② 本事業の予算および決算に関する事
- ③ 本事業の事業報告ならびに評価に関する事
- ④ その他本事業に関する事

第 9 条（委員の任期） 本委員会の委員の任期は平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附則

委員会の招集等の庶務は株式会社沖縄 TLO がこれを行う。

以上